

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月28日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第61号

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則（令和2年大田市規則第29号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年3月31日」を「令和3年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年3月31日から適用する。